



裁量労働制実態調査のためのプレ調査

(非適用事業場用)

秘



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

※ご回答内容についてお尋ねすることがございます。お手数ですが、ご記入されたご担当者様のお名前・お電話番号等をお書きください。

お名前	
部署名	
お電話番号	
法人番号	

名称・所在地等に変更がありましたら訂正をお願いします。

<本体調査の発送先に関するお伺い>

今後の本体調査において、調査票を本社等に送付されることをご希望の場合は、プレ調査のご返送の際、こちらにその本社等の名称・所在地等をご記載ください。

※空欄の場合は、今後の本体調査においても、今回お送りした事業場様宛に調査票を送付させていただきます。

本社等の名称：	本社等の所在地：	
	〒	—
本社等の部署：	都府 道県	市町 区村

<廃業等のご連絡のお願い>

- 令和1(2019)年8月1日現在で廃業等している場合は本体調査の対象外となりますので、下記事務局までご連絡をお願いします。
- 令和1(2019)年8月1日現在で裁量労働制を導入している場合も本体調査の対象外となりますので、下記事務局までご連絡をお願いします。

1 内容、記入方法に関するお問い合わせ

裁量労働制実態調査実施事務局お問い合わせ窓口

フリーダイヤル： (平日 9:00-18:00)

※一部のIP電話からはご利用頂けません。お手数ですが _____ をご利用ください。その際通常の固定電話への通話料がかかります。

<調査実施主体> 厚生労働省 労働基準局労働条件政策課

2 記入上の注意

- 令和1(2019)年8月1日現在の状況について記入してください。
- この調査票は、人事について把握されている方が記入してください。本社の方に記入いただいた場合は、本社から返送していただいても構いません。
- ご記入いただいた調査票は、お手数ですが、ご記入漏れなどがないかをお確かめの上、返信用封筒(切手不要)にて、**9月18日(水)までに**ご投函下さいますようお願い致します。
- 万が一調査票が複数部届いた場合には、お手数ですが必ずご連絡をお願いします。ご回答の際は、1部のみご記入・ご返送をお願いします。

3 オンラインでもご回答いただけます

政府統計オンライン (<https://www.e-survey.go.jp>) にアクセスし、下記のID・パスワードでログインしてください。右下のQRコードからでもアクセスできます。

政府統計コード

ID (半角数字)

パスワード (半角英数字)

9	N	L	N																
---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



<厚生労働省からのお願いについて、ぜひご一読をお願いします。(裏面へ)>

【重要】厚生労働省からのお願い

平素より、事業主・労働者の皆様には、労働行政の推進に当たり、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

厚生労働省では、裁量労働制の制度改革案についての検討に資するため、裁量労働制の適用・運用実態を把握するために、「裁量労働制実態調査」を実施することを予定しています。今回のご協力依頼は、その調査に先立ち、いくつか事前の確認をさせていただくものとなります。

昨年の「働き方改革関連法案」に関する国会審議等において、適切な統計手法に基づく裁量労働制の実態把握の必要性が指摘されました。

このため、厚生労働省として、昨年、統計学・労働経済学の専門家や労使関係者による検討会を設け、適切な調査設計・調査事項等の検討を行いました。

その後、調査は、総務大臣の承認を得て、統計法に基づく統計調査として、厚生労働省が自ら行うこととなっています。

調査では、裁量労働制の適用・非適用によって、同じ業務を行っている労働者でどの程度労働時間などに違いがあるのかや、裁量労働制を導入している事業場に求められる健康確保の措置などの運用実態等について、地域、事業場規模などで偏りなく把握できるよう調査設計しています。

その結果、裁量労働制の適用がない事業主・労働者の方を含め、ご協力をお願いすることとなったものです。調査結果は、今後の厚生労働省における裁量労働制の制度改革案の検討の基礎となります。

このような重要な調査を行うためのプレ調査であることにかんがみ、ご多忙の折、大変恐縮ですが、何卒、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、このプレ調査によって得られた情報は、労働基準監督などの目的で利用されることは決してありません。

また、このプレ調査は、オンラインシステムをご活用いただくことが可能です。

これにより、正確な記載や、記入漏れの防止等にもつながり、皆様のご負担も減ることとなりますので、ぜひオンラインシステムをご活用ください。

以上、何卒よろしくお願いいたします。

令和元年8月
厚生労働省労働基準局長

事業場の属性について伺います。

問1 貴事業場で、下表のa～tの業務に従事している常用労働者(短時間勤務の方は除く)はいますか。いる場合、何人程度いますか。

(貴事業場が派遣先となって受け入れている派遣労働者の方、雇用契約が1か月未満の方はカウントしないでください。)

【どちらかに○をつけてください】

- 1 a～tの業務に従事している常用労働者はいない
- 2 a～tの業務に従事している常用労働者がいる

「1」に○をつけた事業場は、これでプレ調査は終わりです。ありがとうございました。



「2」に○をつけた事業場にお尋ねします。どの業務に何人程度いますか。

※人数は、調査を行う上で必要な調査票の数の目安を得るためにお聞きしているものであるため、大体の数でもかまいません。いない場合は空欄としてください。
 ※各業務の詳細については、別表をご参照ください。複数業務に従事する労働者がいる場合は、その労働者が従事する主な業務においてカウントしてください。
 ※8月1日時点で実際に働いていた人をカウントしてください(休職者等は含めないでください。)

		人数 (人)						人数 (人)			
a	新商品・新技術の研究開発又は人文科学・自然科学に関する研究業務					k	金融派生商品等の開発の業務				
b	情報処理システムの分析、設計の業務					l	大学における教授研究の業務(主として研究に従事するもの)				
c	新聞・出版の事業における記事又は放送番組の制作のための取材・編集の業務					m	公認会計士の業務				
d	デザイナーの業務					n	弁護士の業務				
e	放送番組・映画等の制作の事業におけるプロデューサー・ディレクターの業務					o	建築士の業務				
f	コピーライターの業務					p	不動産鑑定士の業務				
g	システムコンサルタントの業務					q	弁理士の業務				
h	インテリアコーディネーターの業務					r	税理士の業務				
i	ゲーム用ソフトウェアの創作の業務					s	中小企業診断士の業務				
j	証券アナリストの業務					t	事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務				



「t」の業務に従事する労働者がいる事業場のみ、問2へお進みください。それ以外の事業場は、これでプレ調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

問2 本社・支社等の区分について教えてください。

(1) 貴事業場は次のどれに当たりますか。【○は1つ】

※単独事業場とは、他の場所に支所・支社・支店を持たない事業場をいいます。

本所・本社・本店とは、他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統轄する事業場をいいます。1つの企業に、「本所・本社・本店」は1つだけです。

支所・支社・支店とは、他の場所にある本所・本社・本店などの統轄を受けている事業場をいいます。名称に「本社」とあっても、統轄を受けていれば、「支所・支社・支店」となります。

1 単独事業場	2 本所・本社・本店	3 支所・支社・支店
---------	------------	------------

これでプレ調査は終わりです。
ありがとうございました。

(2) へ

(2) (1)で「3 支所・支社・支店」に○を付けた事業場にお尋ねします。貴事業場は、次のいずれに最も近いですか。【○は1つ】

1 貴事業場の属する企業等の事業の運営に大きな影響を及ぼす決定を行っている(注1)
2 本社・本店の具体的な指示を受けることなく独自に、貴事業場の事業の運営に大きな影響を及ぼす事業計画や営業計画の決定を行っている(注2)
3 1にも2にも当てはまらない

(注1)例

- ・ 貴事業場の属する企業等が取り扱う主要な製品・サービス等についての事業計画の決定等を行っている事業本部
- ・ 貴事業場の属する企業等が事業活動の対象としている主要な地域における生産、販売等についての事業計画や営業計画の決定等を行っている地域本社や地域を統轄する支社・支店等
- ・ 本社・本店の具体的な指示を受けることなく独自に、貴事業場の属する企業等が取り扱う主要な製品・サービス等についての事業計画の決定等を行っている工場等

(注2)例

- ・ 本社・本店の具体的な指示を受けることなく独自に、貴事業場(又は貴事業場を含む複数の支社・支店等)の事業活動の対象となる地域における生産、販売等についての事業計画や営業計画の決定等を行っている支社・支店等

これでプレ調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

別表 業務一覧

○ a～s の業務

a 新商品・新技術の研究開発又は人文科学・自然科学に関する研究業務

「新商品・新技術の研究開発」とは、材料、製品、生産・製造工程等の開発又は技術的改善等をいう。

b 情報処理システムの分析、設計の業務

「情報処理システム」とは、情報の整理、加工、蓄積、検索等の処理を目的として、コンピュータのハードウェア、ソフトウェア、通信ネットワーク、データを処理するプログラム等が構成要素として組み合わされた体系をいう。

具体的な業務としては以下の業務をいう。

- (i) ニーズの把握、ユーザーの業務分析等に基づいた最適な業務処理方法の決定及びその方法に適合する機種を選定
- (ii) 入出力設計、処理手順の設計等アプリケーション・システムの設計、機械構成の細部の決定、ソフトウェアの決定等
- (iii) システム稼働後のシステムの評価、問題点の発見、その解決のための改善等

※プログラムの設計・作成を行うプログラマーは含まれない。

c 新聞・出版の事業における記事又は放送番組の制作のための取材・編集の業務

新聞若しくは出版の事業における記事の取材若しくは編集の業務又は放送法第2条第27号に規定する放送番組の制作のための取材若しくは編集の業務をいう。

「新聞・出版の事業」には、新聞、定期刊行物にニュースを提供するニュース供給業も含まれる。「取材若しくは編集の業務」は、記事の内容に関する企画及び立案、記事の取材、原稿の作成、割付け、レイアウト・内容のチェック等の業務をいう。「放送番組の制作のための取材」は、報道番組、ドキュメンタリー等の制作のために行われる取材、インタビュー等の業務をいう。「編集の業務」は、取材を要する番組における取材対象の選定等の企画及び取材によって得られたものを番組に構成するための内容的な編集をいう。

※新聞又は出版の事業以外の事業で記事の取材又は編集の業務に従事する者、例えば社内報の編集者等は含まれない。また、取材に当たって同行するカメラマンや技術スタッフ、単なる校正の業務、音量調整やフィルムの作成等技術的編集は含まれない。

d デザイナーの業務

衣服、室内装飾、工業製品、広告等の新たなデザインの考案の業務をいう。

「広告」には商品のパッケージ、ディスプレイ等広く宣伝を目的としたものも含まれる。

※考案されたデザインに基づき単に図面の作成、製品の制作等の業務を行う者は含まれない。

e 放送番組・映画等の制作の事業におけるプロデューサー・ディレクターの業務

放送番組、映画等の制作の事業におけるプロデューサー又はディレクターの業務をいう。

「放送番組・映画等の制作」には、ビデオ、レコード、音楽テープ等の制作及び演劇、コンサート、ショー等の興行等が含まれる。「プロデューサーの業務」とは、制作全般について責任を持ち、企画の決定、対外折衝、スタッフの選定、予算の管理等を総括して行うことをいう。「ディレクターの業務」とは、スタッフを統率し、指揮し、現場の制作作業の統括を行うことをいう。

f コピーライターの業務

広告、宣伝等における商品等の内容、特長等に係る文章の案の考案の業務をいう。

「広告、宣伝等」には、商品等の内容、特長等に係る文章伝達の媒体一般が含まれるものであり、また、営利目的か否かを問わず、啓蒙、啓発のための文章も含まれる。「商品等」とは、単に商行為たる売買の目的物たる物品にとどまるものではなく、動産であるか不動産であるか、また、有体物であるか無体物であるかを問わない。「内容、特長等」には、キャッチフレーズ（おおむね10文字前後で読み手を引きつける魅力的な言葉）、ボディコピー（より詳しい商品内容等の説明）、スローガン（企業の考え方や姿勢をわかりやすく表現したもの）等が含まれる。「文章」についてはその長短を問わない。

g システムコンサルタントの業務

事業運営において情報処理システムを活用するための問題点の把握又はそれを活用するための方法に関する考案若しくは助言の業務をいう。

「情報処理システムを活用するための問題点の把握」とは、現行の情報処理システム又は業務遂行体制についてヒアリング等を行い、新しい情報処理システムの導入又は現行情報処理システムの改善に関し、情報処理システムを効率的、有効に活用するための方法について問題点の把握を行うことをいう。「それを活用するための方法に関する考案若しくは助言」とは、情報処理システムの開発に必要な時間、費用等を考慮した上で、新しい情報処理システムの導入や現行の情報処理システムの改善に関しシステムを効率的、有効に活用するための方法を考案し、助言することをいう。

※専ら時間配分を顧客の都合に合わせざるを得ない相談業務は含まれない。

※アプリケーションの設計又は開発の業務、データベース設計又は構築の業務は含まれないものであり、これらの業務は「b 情報処理システムの分析、設計の業務」に含まれる。

h インテリアコーディネーターの業務

建築物内における照明器具、家具等の配置に関する考案、表現又は助言の業務をいう。

「照明器具、家具等」には、照明器具、家具の他、建具、建装品（ブラインド、びょうぶ、額縁等）、じゅうたん、カーテン等繊維製品等が含まれる。「配置に関する考案、表現又は助言の業務」とは、顧客の要望を踏まえたインテリアをイメージし、照明器具、家具等の選定又はその具体的な配置を考案した上で、顧客に対してインテリアに関する助言を行う業務、提案書を作成する業務、模型を作製する業務又は家具等の配置の際の立ち合いの業務をいう。

※内装等の施工など建設業務、専ら図面や提案書等の清書を行う業務、専ら模型の作製等を行う業務、家具販売店等における一定の時間帯を設定して行う相談業務は含まれない。

i ゲーム用ソフトウェアの創作の業務

「ゲーム用ソフトウェア」には、家庭用テレビゲーム用ソフトウェア、液晶表示装置を使用した携帯ゲーム用ソフトウェア、ゲームセンター等に設置される業務用テレビゲーム用ソフトウェア、パーソナルコンピュータゲーム用ソフトウェア等が含まれる。「創作」には、シナリオ作成（全体構想）や映像制作、音響制作等が含まれる。

※専ら他人の具体的な指示に基づく裁量権のないプログラミング等を行う者又は創作されたソフトウェアに基づき単にCD-ROM等の製品の製造を行う者は含まれない。

j 証券アナリストの業務

有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務をいう。

「有価証券市場における相場等の動向」とは、株式相場、債券相場の動向のほかこれに影響を与える経済等の動向をいう。「有価証券の価値等」とは、有価証券に投資することによって将来得られる利益である値上がり益、利子、配当等の経済的価値及び有価証券の価値の基盤となる企業の事業活動をいう。「分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務」とは、有価証券等に関する高度の専門知識と分析技術を応用して分析し、当該分析の結果を踏まえて評価を行い、これら自らの分析又は評価結果に基づいて運用担当者等に対し有価証券の投資に関する助言を行う業務をいう。

※ポートフォリオを構築又は管理する業務、一定の時間を設定して行う相談業務、専ら分析のためのデータの入力・整理を行う業務は含まれない。

k 金融派生商品等の開発の業務

金融取引のリスクを減らしてより効率的に利益を得るため、金融工学のほか、統計学、数学、経済学等の知識をもって確率モデル等の作成、更新を行い、これによるシミュレーションの実施、その結果の検証等の技法を駆使した新たな金融商品の開発をいう。

「金融商品」とは、金融派生商品（金や原油などの原資産、株式や債券などの原証券の変化に依存してその値が変化する証券）及び同様の手法を用いた預貯金等をいう。

※金融サービスの企画立案又は構築の業務、金融商品の売買の業務、市場動向分析の業務、資産運用の業務、保険商品又は共済の開発に際してアクチュアリーが通常行う業務、商品名の変更のみをもって行う金融商品の開発の業務、専らデータの入力・整理を行う業務は含まれない。

l 大学における教授研究の業務(主として研究に従事するものに限る。)

学校教育法に規定する大学における教授研究の業務のうち主として研究に従事するものをいう。「教授研究の業務」とは、学校教育法に規定する大学の教授、助教授又は講師(以下「教授等」という。)の業務をいう。「教授研究」とは、教授等が、学生を教授し、その研究を指導し、研究に従事することをいう。「主として研究に従事する」とは、業務の中心はあくまで研究の業務であることをいうものであり、具体的には、研究の業務のほかには講義等の授業の業務に従事する場合に、その時間が、1週所の定労働時間又は法定労働時間のうち短いものについて、そのおおむね5割に満たない程度をいう。

※なお、大学病院等において行われる診療の業務については、専ら診療行為を行う教授等が従事するものは、教授研究の業務に含まれないものであるが、医学研究を行う教授等がその一環として従事する診療の業務であって、チーム制(複数の医師が共同で診療の業務を担当するため、当該診療の業務について代替要員の確保が容易である体制をいう。)により行われるものは、教授研究の業務として取り扱って差し支えない。

※学校教育法に規定する大学の助手については、専ら人文科学又は自然科学に関する研究の業務に従事する場合には、「a 新商品・新技術の研究開発又は人文科学・自然科学に関する研究業務」に含まれる。

m 公認会計士の業務

法令に基づいて公認会計士の業務とされている業務をいう。

(例)

公認会計士法に規定する「他人の求めに応じて報酬を得て、財務書類の監査又は証明をする」業務、「公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調整をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応じる」業務

n 弁護士の業務

法令に基づいて弁護士の業務とされている業務をいう。

(例)

弁護士法に規定する「当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訴訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他の法律事務」

o 建築士の業務

法令に基づいて建築士の業務とされている業務をいう。具体的には、一級建築士、二級建築士、木造建築士の業務をいう。

(例)

建築士法に規定する設計又は工事監理の業務

p 不動産鑑定士の業務

法令に基づいて不動産鑑定士の業務とされている業務をいう。

(例)

不動産の鑑定評価に関する法律に規定する「土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の経済価値を判定し、その結果を価格に表示する」業務

q 弁理士の業務

法令に基づいて弁理士の業務とされている業務をいう。

(例)

弁理士法に規定する「特許、実用新案、意匠若しは商標又ハ国際出願ニ関シ特許庁ニ対シ為スベキ事項及特許、実用新案、意匠又ハ商標ニ関スル異議申立又ハ裁定ニ関シ通商産業大臣ニ対シ為スベキ事項ノ代理並ニ此等ノ事項ニ関スル鑑定其ノ他ノ事務」

r 税理士の業務

法令に基づいて税理士の業務とされている業務をいう。

(例)

税理士法に規定する税務代理又は税務書類の作成

s 中小企業診断士の業務

法令に規定されている中小企業の経営の診断又は助言の業務をいう。

(例)

中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令に規定する、一般診断業務(中小企業者に対して個別に行う診断若しくは助言又はその手段に対して行う診断若しくは助言)

○ t の「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」

■ 該当する業務の例

- ・ **経営状態・経営環境等**について調査及び分析を行い、**経営に関する計画**を策定する業務
- ・ **現行の社内組織の問題点やその在り方等**について調査及び分析を行い、**新たな社内組織**を編成する業務
- ・ **現行の人事制度の問題点やその在り方等**について調査及び分析を行い、**新たな人事制度**を策定する業務
- ・ **業務の内容やその遂行のために必要とされる能力等**について調査及び分析を行い、**社員の教育・研修計画**を策定する業務
- ・ **財務状態等**について調査及び分析を行い、**財務に関する計画**を策定する業務
- ・ **効果的な広報手法等**について調査及び分析を行い、**広報**を企画・立案する業務
- ・ **営業成績や営業活動上の問題点等**について調査及び分析を行い、**企業全体の営業方針や取り扱う商品ごとの全社的な営業に関する計画**を策定する業務
- ・ **生産効率や原材料等に係る市場の動向等**について調査及び分析を行い、**原材料等の調達計画を含め全社的な生産計画**を策定する業務

■ 該当しない業務の例

- ・ 経営に関する会議の庶務等の業務
- ・ 人事記録の作成及び保管、給与の計算及び支払、各種保険の加入及び脱退、採用・研修の実施等の業務
- ・ 金銭の出納、財務諸表・会計帳簿の作成及び保管、租税の申告及び納付、予算・決算に係る計算等の業務
- ・ 広報誌の原稿の校正等の業務
- ・ 個別の営業活動の業務
- ・ 個別の製造等の作業、物品の買い付け等の業務

調査対象労働者

原則として、当該業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者であって、当該業務に常態として従事していること。

※ 例えば、大学の学部を卒業したばかりの労働者であって全く職務経験がないものは、客観的に見て当該業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者に該当し得ず、少なくとも3年ないし5年程度の職務経験を経た上で、当該業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者であるかどうかの判断の対象となり得るものであることに留意が必要。

「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」について（詳細）

当該業務は、以下のイからロの要件のいずれにも該当するもの。

イ 事業の運営に関する事項についての業務

「事業の運営に関する事項」とは、

- ① 事業場の属する企業等に係る事業の運営に影響を及ぼす事項
- ② 事業場に係る事業の運営に影響を及ぼす独自の事業計画や営業計画

をいい、事業場における事業の実施に関する事項が直ちにこれに該当するものではなく、例えば、次のように考えられる。

〔①に該当する例〕

- a 本社・本店である事業場においてその属する企業全体に係る管理・運営とあわせて対顧客営業を行っている場合、当該本社・本店である事業場の管理・運営を担当する部署において策定される当該事業場の属する企業全体の営業方針
- b 事業本部である事業場における当該事業場の属する企業等が取り扱う主要な製品・サービス等についての事業計画
- c 地域本社や地域を統轄する支社・支店等である事業場における、当該事業場の属する企業等が事業活動の対象としている主要な地域における生産、販売等についての事業計画や営業計画
- d 工場等である事業場において、本社・本店である事業場の具体的な指示を受けることなく独自に策定する、当該事業場の属する企業等が取り扱う主要な製品・サービス等についての事業計画

〔①に該当しない例〕

- a 本社・本店である事業場の対顧客営業を担当する部署に所属する個々の営業担当者が担当する営業
- b 工場等である事業場における個別の製造等の作業や当該作業に係る工程管理

〔②に該当する例〕

- a 支社・支店等である事業場において、本社・本店である事業場の具体的な指示を受けることなく独自に策定する、当該事業場を含む複数の支社・支店等である事業場に係る事業活動の対象となる地域における生産、販売等についての事業計画や営業計画
- b 支社・支店等である事業場において、本社・本店である事業場の具体的な指示を受けることなく独自に策定する、当該事業場のみに係る事業活動の対象となる地域における生産、販売等についての事業計画や営業計画

〔②に該当しない例〕

支社・支店等である事業場において、本社・本店又は支社・支店等である事業場の具体的な指示を受けて行う個別の営業活動

※ なお、「本社・本店である事業場の具体的な指示を受けることなく独自に策定する」とは、以下 a 又は b の場合。

- a 支社・支店等である事業場の属する企業等が取り扱う主要な製品・サービス等の事業計画について広範な裁量が当該事業場に認められており、その広範な裁量の下で、当該事業場がその属する企業等に係る事業の運営に影響を及ぼす事項についての事業計画を策定している場合
- b 支社・支店等である事業場に係る事業活動の対象となる地域における生産、販売等に係る事業計画や営業計画について広範な裁量が当該事業場に認められており、その広範な裁量の下で、当該事業場に係る事業の運営に影響を及ぼす独自の事業計画や営業計画を策定している場合

ロ 企画、立案、調査及び分析の業務

「企画、立案、調査及び分析の業務」とは、「企画」、「立案」、「調査」及び「分析」という相互に関連し合う作業を組み合わせて行うことを内容とする業務をいう。ここでいう「業務」とは、部署が所掌する業務ではなく、個々の労働者が使用者に遂行を命じられた業務をいう。

※ 事業場に設けられた企画部、調査課等の「企画」、「立案」、「調査」又は「分析」に対応する語句をその名称に含む部署において行われる業務の全てが直ちに「企画、立案、調査及び分析の業務」に該当するものではない。

ハ 当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務

「当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある」業務とは、使用者が主観的にその必要があると判断しその遂行の方法を大幅に労働者にゆだねている業務をいうものではなく、当該業務の性質に照らし客観的にその必要性が存するものであることが必要である。

ニ 当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務

「当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」とは、当該業務の遂行に当たり、その内容である「企画」、「立案」、「調査」及び「分析」という相互に関連し合う作業をいつ、どのように行うか等についての広範な裁量が、労働者に認められている業務をいう。

※ 日常的に使用者の具体的な指示の下に行われる業務や、あらかじめ使用者が示す業務の遂行方法等についての詳細な手順に即して遂行することを指示されている業務は、これに該当しない。